

平成 23 年 4 月 14 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志
(J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 0 7)
問 い 合 わ せ 先 :
取 締 役 管 理 部 長 上 中 淳 行
電 話 番 号 0 3 (5 2 1 2) 8 7 9 0 (代 表)

第 2 回ストック・オプション（新株予約権）の発行条件等に関するお知らせ

当社は、平成23年4月14日開催の取締役会において、平成22年11月30日開催の当社臨時株主総会で承認されました「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の発行日	平成23年4月15日
(2) 新株予約権の発行数	108個 (各新株予約権1個当たりの株式数1株)
(3) 新株予約権の発行価額	金銭の払込を要しないこととする。
(4) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数	当社普通株式108株
(5) 新株予約権の行使に際しての払込金額	未定 (平成23年4月15日に確定予定)
(6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額	未定 (平成23年4月15日に確定予定)
(7) 新株予約権の行使期間	平成25年4月15日から平成28年4月14日
(8) 新株予約権の行使により新株を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
(9) 新株予約権の割当対象者数	当社の従業員3名

(ご参考)

- ・取締役会決議 平成23年4月14日
- ・株主総会承認日 平成22年11月30日
- ・新株予約権の発行状況 (個数)

① 臨時株主総会決議 上限新株予約権数	② 発行済の新株 予約権総数	③ 今回追加発行の 新株予約権総数	④=②+③	①-④
6,000	2,250	108	2,358	3,642

以 上